

参考情報

【お問い合わせ先】三重県廃棄物・リサイクル課(059-224-2475)

PCB 廃棄物の処分期間について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、化学的に安定した性質を有していること、また、絶縁性が高いことから変圧器やコンデンサーなどの機器、照明器具の安定器などに利用されてきました。しかし、その後、人体への有害性が明らかとなったため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定され、PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の適正保管、保管状況等の届出及び処分期間（下表のとおり）内の適正処分などが義務付けられています。

三重県内のPCB廃棄物の処分期間

廃棄物の種類		処理施設	処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	照明器具の安定器、 ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社（JESCO） 北九州PCB処理事業所	令和3年3月31日まで
	変圧器（トランス）、 コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社（JESCO） 豊田PCB処理事業所	令和4年3月31日まで
低濃度 PCB 廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による	無害化処理認定施設又は 都道府県市の許可施設	令和9年3月31日まで

昭和52（1977）年3月までに建築された事業用建物で、当時の照明器具（蛍光灯・水銀灯）をお持ちの場合は、その照明器具の安定器に、高濃度のPCBが含まれている可能性があります。

また、国内メーカーが平成2（1990）年頃までに製造した変圧器・コンデンサーなどの機器は、PCB汚染の可能性があります。平成6（1994）年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はない（※）とされています。

※富士電機製の一部の機器で、平成6年（1994）までに出荷されたものは、低濃度PCB含有の可能性有です。

P C B に 関 す る 基 本 情 報

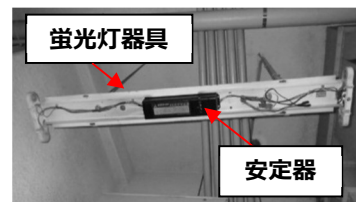
<PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは>

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

<PCBが含まれている安定器とは>

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。

昭和52(1977)年3月までに建築された事業用建物の照明器具の安定器には高濃度PCBが含まれている場合があります。



<PCBが含まれている電気機器とは>

変圧器やコンデンサーなどの電気機器にもPCBが含まれているものがあるため、以下の電気機器が有る場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCBが含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。